

三観広域行政組合告示第14号

三観広域行政組合等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、給料表における等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）を公表します。

令和2年5月22日

三観広域行政組合

管理者 山下 昭 史

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	34	17.0	81	40.5	主事級
2 級	高度の知識若しくは経験を必要とする主事又は技師の職務	47	23.5			
3 級	係長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	50	25.0	50	25.0	係長級
4 級	課長補佐及び副主幹の職務又はこれらと同等の困難な業務を処理する職員の職務	16	8.0	55	27.5	課長補佐級
5 級	困難な業務を処理する課長補佐又は困難な業務を処理する副主幹の職務	39	19.5			
6 級	課長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	12	6.0	12	6.0	課長級
7 級	事務局長及び消防長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	2	1.0	2	1.0	事務局長級 消防長級
合 計		200	100			